

議 事 日 程

平成30年4月27日（金曜日）午前9時30分 開議

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

(日程追加)

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第3 会期の決定について

日程第4 副議長の選挙

日程第5 常任委員の選任

日程第6 議会運営委員の選任

日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

専第4号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第12号）

専第5号 平成29年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）

専第6号 平成29年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第4号）

専第7号 平成29年度東白川村下水道特別会計補正予算（第4号）

専第8号 平成29年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第6号）

専第9号 平成29年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第8 議案第28号 東白川村税条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第29号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第30号 東白川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第31号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第32号 平成30年度東白川村一般会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第33号 平成30年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）

日程第14 同意第6号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第15 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

出席議員（7名）

1番 安江真治

2番 安保泰男

3番 安江健二

4番 今井美和

5番 今井美道

6番 桂川一喜

7番 樋口春市

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	教育長	安江雅信
参事	安江良浩	総務課長	安江誠
村民課長	今井明德	産業振興課長	今井稔
地域振興課長	桂川憲生	建設環境課長	有田尚樹
教育課長	安江任弘	保健福祉課長	伊藤保夫
診療所事務局長	河田孝	会計管理者	今井英樹

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 書記	安江由次
-------------	------

○議会事務局書記（安江由次君）

では、まず最初に、本日の臨時会については、CATVの入室について許可されておりますので、申し添えます。

開会に先立ち、村長が挨拶を申し上げます。

○村長（今井俊郎君）

皆さん、おはようございます。

まずは今回の村議会選挙で見事当選をされました7名の村議会の皆様、御当選おめでとうございます。

議会と行政は立場は違えども村の発展のためという目標は同じであります。議員の皆様とも活発な議論を展開し、少しでもこの東白川村がよくなりますよう、全力を挙げて村政運営に邁進をしてまいる所存でございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

また、このたび御英断を持って勇退をなされました服田順次様、安江祐策様、今井保都様に対し、感謝とねぎらいの御挨拶を申し上げたいと存じます。5期19年にわたり本村の発展のために御尽力をいただきました服田順次前議長におかれましては、その功績は多大なものがあり、その御労苦に対し深甚より敬意をあらわし、感謝・御礼を申し上げます。また、安江祐策様におかれましても、議会の重鎮として6期23年の長きにわたり議長、各委員長などを歴任され、議会活動を通じて村政発展に御尽力をいただきました。また、今井保都様は5期19年の長きにわたり議長、各委員長、監査委員などを歴任され、議会活動を通じて村政発展に御尽力いただきました。安江祐策様、今井保都様、このお二人の功績に対しましても厚く感謝・御礼を申し上げます。御勇退をされました3名の皆様におかれましては、今後、後進の私たちのために、大所高所からの御指導を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

さて、平成30年第1回東白川村議会臨時会に当たり、村民の皆様と議会議員の皆様にご挨拶に2期目の村長就任の所信の一端を申し上げたいと存じます。

私は、4月15日に執行されました村長選挙において無投票当選の栄に浴し、4月23日より2期目の任期が始まりました。今はその重責をひしひしと感じつつ、より一層気を引き締めて職務に精励してまいる所存でございます。

私の2期目の村づくりの目標は、継続と挑戦であります。

1期目において議会の皆様の御理解や御意見、職員各位の不断の努力によって進めてまいりました各分野のさまざまな施策については、一定の評価をいただけたと思っております。どの施策もすぐには成果が出るものではなく、部分的な修正を加えながら継続してこそ実を結んでくると信じており、継続の力を発揮してまいる所存であります。

特に平成30年度の予算については、私の責任において積極的な諸施策を予算化して、3月定例会で慎重審議の結果、決定を賜り、既に執行をしているところではございますが、新しく議員になられた方もございますので、改めてその重点施策について御説明申し上げ、当面の村政運営の方針と

して御理解を賜りたいと存じます。

7項目の重点項目がございます。

まず第1点目でございますが、医療福祉ゾーン整備計画は下野の名商大セミナーハウス跡地に5,700坪という広大な跡地を名古屋商科大学様から御寄附をいただきましたので、第1期事業として診療所と16床の老人保健施設を建設いたします。将来的には第2期事業として、これは一例でございますが、サービスつき高齢者住宅などの1人でお住まいの方々などが寄り添いながら暮らせる施設を民間活力の導入も視野に入れて計画をしてみたいと思っております。将来的にはせせらぎ荘や保険センターもそれぞれの施設が老朽化して建て直しというような時期が来ましたときには移転できる用地も考慮に入れて長期計画で東白川村の医療福祉ゾーンを整備する計画であります。この30年度には、実施計画が完了した次第建設に入る予定でございます。

しかし、30年度当初予算では計上していない工事を実施する必要性が生じました。それは、建設事業の万全を期するため、建設委員会や議会での御意見もあり、用地の地盤の調査を2月中旬に実施をしたところ、地盤には問題がございませんでしたが、名商大セミナーハウスの解体工事の際の地中梁が埋設されたままであることが判明し、撤去の可能性が生じました。この関係予算を臨時議会ではありますが、補正予算として提案をさせていただきます。この建設事業につきましては、多額の事業費を要しますが、東白川村の将来のため大切な投資であると確信して検討に検討を重ねていただき、施設整備の計画をまとめたものであり、今年度はいよいよ第1期の建設工事を実施する年度となります。ただし、外構工事等については31年度当初計画へ送り、建物の完成を最優先し、31年度後半での業務開始を目指してまいります。

次に、CATVの光ファイバー化の計画樹立を行い、事業着手を目指します。総合計画のアンケート調査などでインターネット環境を改善してほしいという意見が多数あります。第5次総合計画の重点項目として情報基盤施設管理運営協議会で計画について調査・検討をいただき、3月にその答申をいただきました。これに基づき、全村光ファイバー化事業に着手をしてみたいです。30年度予算においては、その方法論において結論を得ておりませんでしたので、ゼロ予算で臨んではおりますが、重点項目に上げており、3月に答申をいただきました公設公営か公設民営かの議論は残っておりますが、いずれにしても公設ということ国補助金を活用して整備する方針を固めました。

つきましては、これも補正予算でこの事業の実施設計予算を提案しておりますので、御審議のほどをよろしくお願ひしたいと思います。この事業につきましては、総務省の補助制度を活用するために要望活動等、議会の皆様方の御協力もぜひともよろしくお願ひを申し上げたいと存じます。

次に、3番目の項目でございますが、みのりの郷東白川株式会社の運営を軌道に乗せ、集落営農の推進、農業サポート事業、白川茶の販売促進など、農業基盤の再構築を図る事業を積極的に展開することにより、農地を守りつつ村民の所得の向上、雇用の増大を目指してまいります。特に白川茶は待ったなしの状態であり、出口戦略を立てるとともに、これと連動した生産現場の課題克服を進めてまいります。

次に、経済的自立を目指し、フォレストスタイル事業、村内産品販売事業、これらの推進や持続可能

なネットワーク事業の充実を図り、所得の向上と人口増加を目指してまいります。これらの事業は国の地方創生事業の推進交付金等を活用してまいります。

また、木材関連産業の後継者対策事業も喫緊の課題として力強く継続をしてまいりたいと思っております。そして、東白川村の活性化と雇用の確保、情報発信等には4つの第三セクターの健全発展が欠かせないことであります。

株式会社ふるさと企画、有限会社新世紀工房、みのりの郷東白川株式会社、そして株式会社東白川の4社は、それぞれ役割を持っています。議員の皆様方にも役員として参加をいただいている会社もございます。連携すべきところは連携して、行政がしっかりと支援とコントロールをして運営してまいり所存であります。

次に、官民協働の美しい村づくり政策を充実するとともに、真の協働の村づくり体制を推進してまいります。継続して実施をしております美しい村づくり委員会の活動を活発に展開し、若い世代や移住して新しく村民になられた皆様の視点の違う新しい感覚で村づくりへの参画を進めてまいりたいと考えております。

この課題は、自然環境のこと、生活に直結したことや教育環境のこと、子供たちに残したい東白川村の宝物の発掘など、多様性と可能性を感じる事業でございます。名古屋大学や日本福祉大学などとの学と民間活力、これに行政が適正なバランス感覚と距離感を持ちながら進めてまいり事業であるとの認識でございます。

次に、6番目の項目でございますが、子育て支援の充実を図り、子育てに優しい村と女性の社会進出を促進してまいります。保育料の無償化や高校生の通学支援、教育現場のIT化、輝け東っ子事業、はなのき会館の大規模改修、文化の香り立つ村事業、奨学金返済金の助成制度など独自の施策を継続して実施してまいります。

7番目に、安心・安全な村づくりについて申し上げます。消防団の装備の充実、防災備蓄倉庫の備蓄の増強など、対策を実施してまいります。また、道路整備は国道・県道・村道整備促進、そして県営農道事業への着手、橋梁点検、日照支障木の除去、砂防施設の建設促進など、できる限り国・県の補助制度を活用して推進をしてまいりたいと思っております。

以上、平成30年度の予算を中心に村政運営の一端の御説明を申し上げます。村政運営は、村民の皆様、議会の皆様、そして多くの関係団体の役職員の皆様の御協力なしではなし得ることができません。皆様の御支援と御協力をお願い申し上げます、2期目の村政運営に当たっての就任の挨拶とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議会事務局書記（安江由次君）

ここで暫時休憩とさせていただきます、CATVのほうが退室をいたします。

午前9時42分 休憩

午前9時43分 再開

○議会事務局書記（安江由次君）

休憩前に引き続き会議を再開させていただきます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の安江健二議員を御紹介します。安江健二議員、議長席へお着きください。

〔臨時議長 議長席に着席〕

○臨時議長（安江健二君）

おはようございます。

ただいま紹介されました安江健二です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。皆様の御協力をよろしくお願ひします。

◎開会及び開議の宣告

○臨時議長（安江健二君）

ただいまから平成30年第1回東白川村議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付を申し上げたとおりです。

◎仮議席の指定

○臨時議長（安江健二君）

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

◎議長の選挙

○臨時議長（安江健二君）

日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は7人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に安江真治君、安保泰男君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

安江真治君、安保泰男君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数7票、有効投票7票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、樋口春市君7票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。したがって、樋口春市君が議長に当選をされました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいま議長に当選されました樋口春市君が議長におられます。

会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

ここで、樋口春市君から挨拶をいただきます。

○新議長（樋口春市君）

ただいま議長に選任をいただきました樋口春市でございます。どうもありがとうございます。

新しく議員になられました3名の皆様方におかれましては、初心を忘れることなく議員活動、議会活動に専念いただきますようお願いをいたします。

また、3名の新しい議員さんを迎え、これまで以上に活発な議会活動ができるものと期待をしております。

また、村長さんを初め職員幹部の皆さん方におかれましては、これまでのやり方にこだわらず、常に研究と努力を重ねていただいて、村民の皆さん方の期待に応えるべく職務についていただきたいと思いますので、よろしく願いを申し上げまして、議長就任の挨拶にかえさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○臨時議長（安江健二君）

樋口春市議長、議長席にお着き願います。

これで、臨時議長の職務は全て終了しました。御協力まことにありがとうございました。

[新議長 議長席に着席]

○議長（樋口春市君）

これから事務局職員が追加議事日程を配付します。

[追加議事日程配付]

追加議事日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎議席の指定

○議長（樋口春市君）

日程第1、議席の指定を行います。

これから、事務局職員が議席表を配付します。

[議席表配付]

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、お手元に配りました議席表のとおり指定します。

ここで、議員の皆さんは名札を立ててください。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（樋口春市君）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番 安江真治君、2番 安保泰男君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（樋口春市君）

日程第3、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎副議長の選挙

○議長（樋口春市君）

日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

ただいまの出席議員数は7人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に3番 安江健二君、4番 今井美和君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

3番 安江健二君、4番 今井美和君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数7票、有効投票7票、無効投票ゼロ。

有効投票のうち、今井美和君7票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。したがって、今井美和君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいま副議長に当選された今井美和君が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ここで、今井美和君から挨拶をいただきます。

○新副議長（今井美和君）

改めまして、おはようございます。

ただいまは、副議長に任命をいただきました。ありがとうございます。今井美和と申します。

まだ2期目で微力ではございますが、議長を補佐し、議会運営が正常に行えるように精進してまいります。どうぞよろしく願いいたします。

◎常任委員の選任

○議長（樋口春市君）

日程第5、常任委員の選任を行います。

常任委員会については、当議会は総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の2つの委員会となっており、全議員がこの2つの委員会の委員となります。

お諮りします。総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の委員は、東白川村議会委員会条例第7条の規定によって、1番 安江真治議員から7番 樋口春市議員までの全員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した方を総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に議員控室にて総務常任委員会並びに産業建設常任委員会を開き、東白川村議会委員会条例第8条第2項の規定により、正・副委員長の互選を行ってください。互選に当たっては、議会運営委員会を考慮に入れてください。

午前10時08分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

全員お集まりですので、総務常任委員会の正・副委員長並びに産業建設常任委員会の正・副委員長の互選結果を書記より報告させます。

○議会事務局書記（安江由次君）

総務常任委員会委員長、同副委員長の互選の結果並びに産業建設常任委員会委員長、同副委員長の互選の結果を報告します。

総務常任委員長に桂川一喜議員、総務常任副委員長に安江健二議員、産業建設常任委員長に今井美道議員、産業建設常任副委員長に安保泰男議員。

以上で報告を終わります。

○議長（樋口春市君）

以上のとおり総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の正・副委員長が決定しましたので、報告をいたします。

◎議会運営委員の選任

○議長（樋口春市君）

日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員には、東白川村議会委員会条例第7条の規定によって、4番 今井美和議員、5番 今井美道議員、6番 桂川一喜議員を指名したいと思います。御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました方を議会運営委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に議員控室で議会運営委員会を開催していただき、正・副委員長の互選を行っていただきます。なお、議長は地方自治法第105条の規定に基づき委員会に出席します。

午前10時12分 休憩

午前10時13分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

皆さんお集まりですので、正・副委員長の互選結果を事務局に報告させます。

○議会事務局書記（安江由次君）

議会運営委員会委員長並びに副委員長の互選結果を報告いたします。

議会運営委員長に今井美道議員、同副委員長に桂川一喜議員。

以上で報告を終わります。

○議長（樋口春市君）

以上のとおり議会運営委員会の正・副委員長が決定しましたので、報告します。

◎承認第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第7、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、専第4号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第12号）から専第9号 平成29年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの6件を専決処分関連により一括議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

それでは、資料のほうをごらんいただきたいと思います。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。平成30年4月27日提出、東白川村長。

記1. 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第12号）（別紙）でございます。

2. 平成29年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）（別紙）。
3. 平成29年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第4号）（別紙）。
4. 平成29年度東白川村下水道特別会計補正予算（第4号）（別紙）。
5. 平成29年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第6号）（別紙）。
6. 平成29年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（別紙）等でございます。
おめくりをいただきまして、まず一般会計からでございます。

専第4号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第12号）。

平成29年度東白川村一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,999万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億1,571万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成30年3月30日、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正の説明は省略をさせていただきます、6ページの第2表 地方債補正をお願いいたします。

第2表 地方債補正。

変更でございます。いずれも限度額の変更でございます。表の構成ですが、起債の目的で、変更前と変更後が左右比較できる形になってございます。項目ですが、限度額、起債の方法、利率、償還の方法でございますが、起債の方法、利率、償還の方法については変更がございませんので、省略をさせていただきます。

起債の目的は、1つ目でございますが、公共事業等、限度額が1,850万円を変更後1,790万円で、60万円の減額をするものでございます。自然災害防止事業960万円の限度額を1,120万円で、160万円を増額するものでございます。施設整備事業570万円を490万円で、80万円の減額をするものでございます。過疎対策事業2億3,680万円を2億2,750万円で、930万円の減額をするものでございます。最後ですが、過疎対策事業のソフト事業でございますが、4,070万円の限度額を変更後は3,710万円ということで、360万円の減額をするものでございます。詳細につきましては、歳入のところで説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

9ページのほうへお移りをいただきまして、平成29年度東白川村一般会計の歳入歳出補正予算事項別明細書でございますが、1の総括は省略をさせていただきます、11ページの2. 歳入からお願いをいたします。

2. 歳入。

12款1項3目民生費使用料、補正額5,000円の減額でございます。説明で、せせらぎ荘の夜間利用料の減額でございますが、決算見込みによります減額でございます。

12款2項4目で衛生費手数料でございますが、補正額が2万3,000円の減額でございます。説明

で、不燃ごみ袋代から一般廃棄物収集運搬等許可更新手数料ですが、決算見込みによるものですが、上3つは減額でございますが、一番下の許可手数料については9,000円の追加ということで、岐阜衛生社に対する許可の手の追加分を見込んだものでございます。

13款1項3目で民生費国庫負担金でございます。補正額が157万2,000円の減額でございます。節のところで、3節で保健福祉費負担金で17万7,000円の追加でございますが、障害者医療費の国庫負担金で給付費の増による見込みでございます。5節のほうで児童福祉総務費負担金で174万9,000円の減額ですが、児童手当交付金の減ということで、対象者数の減による減でございます。

13款2項2目で総務費国庫補助金のほうでございます。補正額が269万7,000円の減額でございます。1節で総務管理費補助金で270万6,000円の減額でございますが、社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございますが、旧姓表示、氏名の旧姓を表示するための住民記録システムの改修の補助金でございますが、事業費の確定によります減額でございます。2節で戸籍住民基本台帳費補助金でございます。個人番号カード交付事業費補助金ということで9,000円の追加でございますが、新規の補助採択に伴う追加でございます。

6目で農林水産業費国庫補助金43万9,000円の減額でございます。1節農業費補助金で43万9,000円の減額ですが、農山漁村振興交付金の事業費の確定に伴います減額でございます。

8目土木費国庫補助金で1,000円の減額でございますが、土木費の管理費補助金でございます。1,000円の減額ということで、木造住宅耐震診断の国庫補助金で事業費の確定に伴います減額でございます。

13款3項2目で総務費国庫委託金でございます。補正額が2万5,000円の追加ということで、3節の戸籍住民基本台帳費の委託金でございます。中長期の在留者住居地届出等事務委託金ということで、旧の外国人登録の関係でございますが、交付決定によります追加でございます。

14款1項3目で民生費県負担金で補正額が67万2,000円の減額でございます。内訳ですが、3節のほうでは、保健福祉費負担金で42万1,000円の減ということで、障害者自立支援給付費負担金と、それから自立支援医療（育成医療）の給付費の負担金の減でございます。いずれも給付費の確定に伴います減でございます。5節で児童福祉総務費負担金で25万1,000円の減額ですが、児童手当の負担金でございますが、対象者数の減でございます。

8目土木費県負担金4万円の追加でございます。地籍調査費の負担金で、社会資本整備円滑化地籍整備事業交付金で事業費の確定によります追加の交付でございます。

14款2項2目で総務費県補助金、補正額が11万8,000円の減額でございます。1節の総務管理費補助金で11万8,000円の減ですが、自主運行バスの運行費の補助金が29万3,000円の減額、それから岐阜県空家除却費の支援事業費補助金で17万5,000円の追加の採択を受けたもので増減でございます。

3目の民生費県補助金で5万円の減額、3節の保健福祉費補助金で5万円でございますが、岐阜県一般不妊治療費の助成の事業費補助金でございますが、実績がないということで皆減でございます。

4目の衛生費県補助金82万3,000円の減額でございます。2節の予防費補助金では5,000円の追加になっておりますが、自殺予防の緊急対策事業補助金のほうで3万5,000円の追加と大腸がん検診の受診率向上事業の補助金で3万円の減額で、いずれも事業費の確定によるものでございます。6節で廃棄物対策費補助金82万8,000円の減額でございますが、浄化槽の設置補助金でございます。事業費の確定でございます。

6目のほうへ行きますと、農林水産業費県補助金で538万4,000円の減額でございます。内訳のほうで1節で農業費の補助金では485万4,000円ですが、地産地消事業補助金のほうでは事業費の確定で3,000円の追加交付が受けられます。それから、元気な産地改革支援補助金、それから新規就農総合支援事業補助金のほうではそれぞれ事業費の確定によります減額でございます。2節で林業費補助金53万円の減ですが、野生鳥獣被害防止助成金のほうは14万5,000円の追加交付を受けられます。それから野生鳥獣保護管理推進事業補助金のほうで67万5,000円の減ということで、いずれも事業費の確定による増減でございます。

14款3項2目で総務費県委託金のほうでございます。補正額9,000円でございます。まず4節の選挙費委託金で、昨年10月に行われました衆議院議員選挙の委託金でございますが、事業費の確定によります2万7,000円の追加でございます。5節で統計調査費委託金につきまして1万8,000円の減ということで、厚生統計、工業統計、それから就業構造基本調査等、それぞれ増減でございます。

6目で農林水産業費県委託金12万8,000円の減ですが、林業費の委託金で12万8,000円の減でございますが、100年の森づくり計画策定の業務委託料ですが、事業費の確定によります減額でございます。

8目で土木費県委託金3,000円の減ということで、河川費の委託金ですが、河川維持修繕委託金(リバーサポーター)の関係ですが3,000円の減額。事業費の確定でございます。

15款2項1目生産物売払収入でございます。補正額のほうが194万2,000円の追加補正でございます。生産物売払収入ということで村有林の売り払い収入でございますが、生産物の売り払い実績に伴う追加の補正でございます。

2目で不動産売払収入のほう、8万9,000円の追加でございます。土地の売り払い収入でございますが、曲坂の地区のほうで法定外道路の払い下げをしまして、そちらの収入でございます。8万9,000円の追加補正でございます。

16款1項1目一般寄附金、補正額7,000円でございます。説明のほうで、県の町村会の寄附金、これは計画的にいただけるものでございますが、当初23万円見ておりますが、23万2,000円ということで2,000円の追加でございます。あと、そのほか匿名希望様から5,000円の御寄附をいただいております。

2目指定寄附金395万円の追加でございます。説明のほうに行ってくださいまして、ふるさと思いやり基金の指定寄附金ということで2月分、3月分それぞれをいただきましたので、今回の補正で上げさせていただいております。29年度全体では4,039万円ほどということで4,000万円超えの御寄附をいただくことができることになっております。

17款のほうへ行きまして、1項5目社会福祉施設整備基金繰入金でございます。17万2,000円の減額でございます。社会福祉施設整備基金繰入金の減ですが、五加サロンの備品に活用するように基金活用を計画しましたが、事業費の確定によります一部減額でございます。

15目ふるさと思いやり基金繰入金365万3,000円の減額でございます。こちらはふるさと思いやり基金繰り入れを計画しましたが、17事業に活用してまいります、それぞれ事業費の確定に伴います減額ということでございます。全体では2,800万円ほど今年度、29年度取り崩しをして事業に活用させていただきまします。

続きまして、18款1項1目で繰越金1,374万5,000円の減額でございますが、収支のバランスをとるものでございます。

19款4項4目雑入、補正額が387万5,000円でございます。説明で、フォレストスタイルの使用料から元気な農業産地構造改革支援事業白川町負担金までそれぞれ増減がございますが、事業費の確定でございます。下2つにつきましては、男女共同参画の推進事業と中小企業退職金共済制度ですが、過年度分の精算ということで、払い過ぎの分が戻ってくるというものでございます。

20款1項3目で民生債で起債のほうでございます。補正額が370万円の減額ということで、過疎対策事業債ですが、高齢者等外出支援事業のほうで60万、こども等医療費のほうで220万円、それから高校生通学支援事業のほうで90万円、それぞれ事業費の確定によります減額の調整でございます。

4目で衛生債でございますが、130万円の減額でございます。これも過疎対策事業債でございますが、予防接種事業、医療・福祉ゾーンの整備事業、それぞれ事業費の確定に伴います減額でございます。

6目で農林水産業債のほうで510万円の減額ということで、過疎対策事業債のほうでは中山間地域総合整備事業から村単林道事業まで、それぞれ事業費の確定によります増減調整をしております。5節で一般単独事業債170万円の追加でございますが、自然災害防止事業で県単治山の事業ですが、170万円追加で借りるような計画にしております。

8目で土木債70万円の減額でございます。4節で公共事業等で60万円の減額、公共急傾斜地崩壊対策の負担金に充てる起債でございます。6節で一般単独事業債10万円の減額で、自然災害防止事業で急傾斜地崩壊対策の事業に充てるものでございます。

9目で消防債150万円の減額でございますが、過疎対策事業債が70万円と施設整備事業債が80万円の減額で、いずれも同じ小型動力ポンプに借りるものでございますが、それぞれ事業費の確定によります減でございます。

10目で教育債40万円の減額ということで、過疎対策事業債40万円で、中学校の屋外運動場整備事業の事業費の確定によります調整でございます。

続きまして、3の歳出でございます。17ページでございます。

2款1項1目一般管理費、補正額が217万円の追加でございます。説明へ行っていただきまして、事業別になってございますので、順次説明をさせていただきます。総務一般管理費のほうでは、積

立金、ふるさと思いやり基金積立金で395万1,000円の基金積立で2月、3月分の寄附に係ります積み立てでございます。総務管理費各種負担金、補助金、自主運行バス運行補助金でございますが、178万1,000円の減額でございます。濃飛バスさんのほうの運行の事業実績によります減額でございます。

5目で財産管理費270万5,000円の減額でございます。総合行政情報システム運営費で委託料でございますが、住民記録システム改修の委託料、旧姓表記、氏名の旧姓の表記が法制化されましたので、そちらのシステム改修の関係でございますが、事業費の確定によります減でございます。

6目で企画費171万8,000円の減額でございます。説明で、一般借入れのほうは財源補正でございますが、財源を見ていただきまして、国県支出金17万5,000円の財源の調整をしておりますが、空き家の補助金、それからその他のところでは雑入4,000円を充当してございます。美濃加茂市みのかも定住自立圏取組事業のほうでは171万8,000円の減ですが、負担金の減額でございます。それぞれ事業費の確定によるものでございますが、定住自立圏の推進事業、みのかもつながる力創造事業、それから名古屋市民をみのかも定住自立圏域へ招くツアー事業の負担金でございますが、それぞれ事業費の確定によります減額でございます。

12目で地方創生事業費408万2,000円の減額でございます。内訳ですが、まず地方創生の雇用促進事業のほうでは補助金、従業員教育支援補助金、それから雇用促進奨励助成金、それぞれ事業費の確定によります減額でございます。フォレストスタイル事業のところ、財源補正でございます。その他で2万8,000円の減ということですが、フォレストスタイルの使用料の減でございます。地方創生の林業・製材業・建築業担い手育成事業でございますが、旅費のところ担い手応募者の費用弁償、それから補助金のところで担い手育成研修生受入補助金、それぞれ事業費の確定によります減額でございます。

2款3項1目で戸籍住民基本台帳費、補正額はゼロでございます。戸籍・住民基本台帳費のほうで国県支出金のところで事務委託費2万5,000円の財源補正をしてございます。

2目で住民情報処理費のほうも補正額ゼロですが、財源補正ということで補助金のところでマイナンバーの補助金を充当してございます。

2款4項1目で選挙管理委員会費、補正額ゼロでございます。こちらも衆議院議員選挙の委託費2万7,000円の財源充当でございます。

次のページに行きまして、2款5項1目統計調査費、こちらも補正額ゼロでございますが、厚生統計から就業構造基本調査まで、それぞれ財源補正の増減でございます。

3款1項2目で福祉医療費、補正額ゼロ、福祉医療費の地方債の財源の補正でございます。220万円の減額補正でございます。

3目で保健福祉費、補正額ゼロでございます。こちらのほうは障害者自立支援と障害児の通所支援のほうの事業で国・県補助金の減額でございます。財源の減額でございます。

4目で老人福祉費1万円の減額でございます。高齢者等外出支援のほうでは起債のところ60万円の財源補正でございます。減額でございます。高齢者共同住宅対策事業のほうでは委託料、高齢者

共同住宅対策委託料のほうで1万円の減ということで、ナイトデイの利用がなかったということで減額をしてございます。五加交流サロンの運営事業ですが、財源補正でございます。その他で基金の繰り入れ17万2,000円を充当を減にしております。

3款2項1目児童福祉総務費でございます。補正額が330万9,000円の減額でございます。説明で、児童手当交付事業のほうで扶助費ですが、児童手当の扶助費、対象者の減によりまして248万5,000円の減額でございます。子育て支援総合推進事業、まず報償費で出産祝い金40万円の減、それから手数料で病児・病後児保育看護手数料22万4,000円の減、補助金で高校生通学支援補助金20万円の減、いずれも事業費の確定によります調整でございます。

2目で認可保育所費、補正額ゼロでございますが、みつば保育園の運営費のほうでその他の雑入1万円、これは実習生の委託料でございますけれども、1万円を追加で財源充当をしております。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額ゼロということで、保健衛生総務費一般のところには充当しておりますが医療ゾーンに係ります診療所会計の繰出金ですが、地方債の10万円の減額調整をしております。

予防費9万5,000円の減額でございます。まず予防接種のところでは地方債120万円の減ということで、事業費の確定によります調整でございます。がん検診も財源補正で3万円の減、補助金の減でございます。自殺予防緊急対策のほうでは補助金で3万5,000円の追加の交付を受けるものでございます。健康増進事業のほうで補助金でございますが、各種検査手数料の助成金ですが9万5,000円の減ということで、事業費の確定によります減額でございます。

次のページ、21ページのほうで、4款1項3目母子健康センター費、補正額が15万円の減額でございます。助産部門経費ということで、補助金で不妊・不育治療助成金15万円の減額でございますが、事業費の確定でございます。

5目環境対策費38万7,000円の減額でございます。説明で、環境総務費、臨時職員の賃金でございますが28万3,000円の減額で、雇用日数の確定によります減でございます。自然保護事業のほう、補助金で環境整備支援事業補助金10万4,000円の減、事業費の確定でございます。

6目で廃棄物対策費273万9,000円の減額でございます。説明で、一般廃棄物対策事業、補助金で資源回収の補助金15万4,000円の減額、事業費の確定でございます。産業廃棄物対策事業のほう、委託料、産廃収集運搬委託料ですが13万1,000円の減、事業費の確定でございます。生活排水対策事業、補助金で浄化槽設置事業補助金、それから合併処理浄化槽への切替奨励補助金、それぞれ事業費の確定によります減額でございます。

6款1項3目で農業振興費、補正額が1,345万3,000円の減額でございます。説明で、耕作放棄地対策事業のほうは財源補正、追加で地方債を130万円追加で調整をしております。元気な農業産地構造改革支援事業のほうでは補助金、元気な産地改革支援補助金のほうが1,324万9,000円の減ということですが、トマトの予冷库、それからトマトハウスの補助金でございますが、事業費の確定によります減でございます。農業振興費各種補助金で財源補正でございますが、地方債の補正で20万円の減ですが、コンバインの補助に対する起債の借り入れのほうを調整しております。新規就農

育成支援事業ですが、青年就農給付金20万4,000円の減、事業費の確定でございます。

4目で農業構造改善事業費10万円の減額でございます。公園化構想推進事業のほうで施設の修繕料も確定しましたので、10万円の減でございます。

5目で山村振興事業費42万2,000円の減額でございます。山村振興事業費一般のほうで陰地の集会場の雨どいの修繕工事のほうで確定しましたので13万2,000円の減でございます。農山漁村振興交付金事業のほうも費用弁償のほうで特産品の販促費用弁償のほうは29万円、事業費の確定によります減額調整でございます。

7目で農地費95万6,000円の減額でございます。農地総務費のところでは賃金、臨時雇用賃金40万円の減、雇用日数の確定によります減。それから工事請負費のほうでは、農道修繕工事、それから農地・農業用施設維持管理工事のほうでそれぞれ事業費の確定によります減でございます。

23ページのほうで、6款2項のほうへ行きます、林業費でございます。

2目で林業振興費、補正額のほうで348万5,000円の減額でございます。説明で、まず一般林業振興費のほうでは補助金、林業機械の購入補助金175万5,000円の減額、事業費の確定でございます。F S C森林認証管理事業、消耗品費でF S C建築現場シート、それから補助金のほうでF S C森林認証管理補助金、それぞれ事業費の確定によります減でございます。危険木除去事業については、5,000円の財源のところでは減額でございますが、ふるさと思いやり基金でございます。有害鳥獣捕獲事業のほうは報償金でございますが26万4,000円の減、事業費の確定でございます。村有林管理事業のほう、委託料のほうで森林整備委託料38万円の減、工事請負費のほうで作業道の維持修繕工事35万9,000円の減、それぞれ事業費の確定でございます。分収造林のほう、5万円の財源補正でございますが、ふるさと思いやり基金の繰り入れでございます。100年の森林づくり構想事業のほうでは報償費で、検討会のオブザーバーの謝礼、それから調査委託料、それぞれ事業費の確定によります減でございます。

3目で林道総務費348万1,000円の減額でございます。説明のほうで、委託料で流路工の測量設計、それから林道の測量設計委託料、それから使用料のところでは機械の借上料、それから工事請負費のところでは林道の修繕工事、それぞれ事業費の確定によります減でございます。

7款1項1目で商工振興費、補正額が85万5,000円の減額でございます。補助金で商工業の設備資金利子等でございますが、利子補給等の補助金ですが、事業費の確定によります減でございます。

2目で地域づくり推進費106万9,000円の減、建築技能者の確保対策事業の補助金の確定による減ということで、濃飛建設職業能力開発校訓練生の経費の補助金でございます。交流事業のほうへ行きます、報償費、御当地キャラ、それから出展者負担金、それぞれ事業費の確定でございます。イメージアップのほう、補助金ですが、地域づくり事業補助金でアンテナショップ等物産展事業の補助金ですが、10万4,000円の減、事業費の確定でございます。こもればの里総合管理事業、工事請負費、味彩のエアコン、それからトイレの塗装等、事業費の確定でございます。地域おこし協力隊のほうでは賃金ですが、雇用賃金で若干日数が増ということで不足しまして、23万円の追加でございます。村内製品の販売促進事業、それぞれ事業費の確定でございますが、PR用のパンフレッ

ト、それから宅急便代でございます。

8款1項1目で土木総務費、補正額が27万5,000円の減でございます。土木総務費一般のほうで超勤手当、それから負担金で各種研修参加負担金、それぞれ確定やら確定見込みによります減額でございます。

2目で地籍調査費は補正額ゼロで財源補正でございますが、交付金対象事業のほうで4万円、県の負担金がふえてきましたので、追加をさせていただきまます。財源補正でございます。

8款2項1目道路橋梁維持費のほうで162万円の減額でございます。説明で、道路橋梁維持事業のほう、維持修繕工事のほうで21万1,000円の減、それから社会資本整備総合交付金事業のほうで杉林線の改良工事、それから防災安全のほうでは魚戸線ほかの落石対策工事、それぞれ事業費の確定によります減でございます。

次のページで、8款3項1目住宅管理費で11万8,000円の減額でございますが、維持修繕工事のほう、事業費の確定によります減でございます。

8款4項1目で河川砂防費123万4,000円の減でございますが、河川砂防事業、工事請負費のほう、河川の維持修繕工事、それから負担金のところでは公共急傾斜地の負担金、それぞれ事業費の確定によります減、それから河川砂防事業のほうでは、工事請負費で県単急傾斜地の工事費ですが47万1,000円の減でございます。

9款1項1目で非常備消防費、補正額が9万5,000円の追加でございます。消防総務費のほうで報酬で出勤手当、3月に発生しました神付の建物火災の団員の出勤手当でございます。

9款1項2目で消防施設費、補正額がゼロでございますが、財源補正ということで、消防ポンプに借入れます起債の150万円の調整と、ふるさと思いやり基金の繰り入れの調整をさせていただきまます。いずれも減額でございます。

10款3項1目で学校管理費、補正額ゼロでございます。中学校管理費一般と施設営繕費のほうですが、管理費のほうは1,000円の雑入、それから施設営繕費のほうは40万円の地方債、それぞれ増減でございます。

10款4項1目で社会教育総務費、補正額はゼロで、こちらも財源補正で文化財保護事業のほうでふるさと思いやり基金の繰り入れ8万5,000円の財源調整をさせていただきまます。

一般会計は以上でございます。

○議長（樋口春市君）

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

次のページの専第5号をお願いいたします。

専第5号 平成29年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成30年3月30日、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算の補正と、5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただきます。7ページの歳入から説明させていただきます。

今回の補正につきましては、施設介護サービス給付費が不足することが見込まれたために、居宅介護サービス費を減額して施設介護サービス費に充てるように予算組み替えをするものでございます。

それでは、7ページをお願いいたします。

2. 歳入。

3款1項1目介護給付費負担金、補正額が5万円の減でございます。介護給付費の国庫分でございます。

5款1項1目介護給付費負担金、補正額が5万円の増ということで、介護給付費の県の負担金の分でございます。

ページ移りまして、3. 歳出。

2款1項1目居宅介護サービス給付費、補正額が100万円の減でございます。特定財源をごらんいただきまして、国県支出金が41万円の減、その他40万5,000円の減ということで、その他の部分に当たるのが社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。一般財源が18万5,000円の減です。

2目施設介護サービス給付費100万円の増、特定財源をごらんいただきまして、国県支出金が41万円の増、その他が40万5,000円の増、一般財源が18万5,000円の増でございます。

全体として金額の増減はありませんが、居宅介護サービス給付費と施設介護サービス給付費では、国・県の負担割合が違うため、歳入歳出それぞれ予算を組み替えさせていただくものでございます。

介護保険特別会計は以上でございます。

○議長（樋口春市君）

ここで暫時休憩とします。55分に会議を再開します。

午前10時49分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

専第6号 平成29年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第4号）。

平成29年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ186万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,449万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成30年3月30日、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正並びに5ページ、6ページの事項別明細書は省略させていただき、7ページをごらんください。

歳入のほうから、2款2項1目東白川村簡易水道基金繰入金20万円の減額、東白川村簡易水道基金繰入金。

3款1項1目繰越金162万6,000円の減、前年度繰越金。

5款2項1目負担金、水道管新設工事負担金3万5,000円の減です。

続いて8ページをごらんください。

歳出。

1款1項1目一般管理費25万円の減額、職員の超勤手当の確定によるものです。

2款1項1目東白川簡易水道建設事業費、補正額ゼロ、財源内訳の補正になります。

3款1項1目施設維持管理費147万9,000円の減、説明ですが、需用費で水道用薬品代と電気使用料で32万の減、委託料で水道施設維持管理整備委託料、水道施設保守点検委託料。続いて、次のページの水道管路図デジタル化委託料の合計の65万8,000円の減額になります。次のページ、工事請負費で施設整備費工事で50万1,000円の減となっております。

4款1項2目利子13万2,000円の減となっております。簡易水道債償還利子の確定によるものです。

以上が簡易水道特別会計補正予算（第4号）です。

続きまして、専第7号 平成29年度東白川村下水道特別会計補正予算（第4号）。

平成29年度東白川村下水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ77万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,503万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成30年3月30日、東白川村長。

続いて、2ページ、3ページの歳入歳出予算補正並びに5ページ、6ページの事項別明細書については省略をさせていただき、7ページをごらんください。

歳入。

1款1項1目使用料、下水道使用料が28万3,000円の減額です。

3款1項1目繰越金48万9,000円の減です。前年度繰越金です。

続きまして、8ページ。

歳出。

1款1項1目一般管理費20万の減、職員の超勤手当の確定によるものです。

2款1項1目施設維持管理費57万2,000円の減。説明ですが、需用費で7万円の減、役務費で50万2,000円の減となっております。汚泥引抜料で下水処理施設のくみ取りの確定による減額となっております。よろしくお願ひします。

以上が下水道特別会計補正予算（第4号）となります。よろしくお願ひします。

○議長（樋口春市君）

国保診療所事務局長 河田孝君。

○診療所事務局長（河田 孝君）

続きまして、診療所の補正予算の説明をしたいと思います。

専第8号 平成29年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第6号）。

平成29年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,911万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成30年3月30日、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正の朗読と、5ページ、6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、総括の朗読を省略させていただきます。7ページ、歳入から説明させていただきます。

1款1項4目保健予防活動収益ですが、22万4,000円の減額でございます。これにつきましては、病児・病後児保育の受託料分ということですが、29年度病児・病後児保育が1件しかなかったため、教育委員会民生費の歳出減額に伴います受託料の減額でございます。

次に、6款1項1目繰越金ですが、補正額22万4,000円、前年度繰越金22万4,000円です。これも病児・病後児保育受託料減額に伴います財源補正でございます。

次に、8款1項1目指定寄附金ですが、補正額11万円、診療所施設整備指定寄附金として、大明神、田口秀久様から10万円、加子母、伊藤宮男様から1万円をいただいております。

続きまして8ページ、歳出でございますが、2款1項2目医療管理費でございますが、補正額ゼロ、これにつきましては、医療事業に伴います財源補正です。

次に、3款1項1目基金積立金でございますが、補正額11万円、基金積立金、医療設備等整備基金に11万円を積み立てるものでございます。

以上で、診療所の説明を終わります。

○議長（樋口春市君）

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

では、専第9号をお願いいたします。

平成29年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は「第1表 歳入予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成30年3月30日、東白川村長。

2ページの歳入予算補正と4ページの事項別明細書の朗読を省略させていただいて、5ページの歳入から説明させていただきます。

今回の補正につきましては、村が発送する各種通知書などの郵便物に広域連合からのお知らせなんかを同封して送付したことから、郵送料の一部を広域連合が補填することになったためのものでございます。

それでは、5ページをごらんいただけたらと思います。

歳入。

5款2項1目雑入、補正額が2万3,000円の増でございます。こちらのほうは、岐阜県後期高齢者医療制度円滑運営補助金市町村分配金でございます。

6款1項1目繰越金、補正額が2万3,000円の減で、前年度繰越金を減額してバランスをとるものでございます。

後期高齢者医療特別会計の補正は以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

一般会計の22ページの一番上段のところにあります元気な農業産地構造改革支援事業の補正についてなんですけれども、結構額も大きいですが、実は額の大きさもさることながら、財源補正の部分に白川町の負担額というのが存在しているわけなんですけど、村単独の事業と違いまして、こうやって負担額が存在している事業におきまして、こういう減額補正があった場合、この負担金の減額の金額をどのように決めていらっしゃるかということと、今回ですと一般財源のうちの財源は120万だけのマイナスですけれども、白川町さんに至りますと約500万近くの負担額の減額になっております。この辺の計算のルールなんかも少し教えていただければと思います。

○議長（樋口春市君）

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

今回、この事業は予冷库と、それからトマトハウスということでございますけれども、予冷库につきましては農協さんが事業主体になっておりまして、まず金額の大きさによりましては予冷库等は全農さんで設計をなさるということで結構高い金額で設計をなさってみえるようです。そんなこ

とで入札したときに結構設計金額との差額が発生するというので、県からの補助もありまして県が2分の1、それから農協さんが4分の1、残りを市町村でというような割合になったかと思えますけれども、それとトマトハウスの関係も県から2分の1、あと市町村での割合で割っております。白川町、これはトマトの面積に応じるものでございます。トマト施設の面積で換算がしてあります。

[挙手する者あり]

○議長（樋口春市君）

桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

面積で、これはどこをもって比率を決めているかというのをちょっと伺いたいのは、例えば全体における負担金額が白川町さん500万なんです、東白川の計算上は補助金も地方債と国庫支出金を足したものの割合がその面積になっているのか、それとも一般財源の支出分が面積割合になっているかというところの、その説明が少しちょっとわかりにくくて、どこをもってしてその面積案分になっているのかということが、ちょっと説明していただければと思います。

○議長（樋口春市君）

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

今、補助金の内訳としましては、夏秋トマト施設になりますけれども、白川町の東條さんという方がまず1,508平米ありまして、それから東白川村は長谷川さんが対象になっておりますけれども708平米、それから白川町さんの谷山さんが1,404平米というようなことで、それぞれ面積の負担割合が違ってくるわけでございますけれども、それによりまして、県が3分の1、町が3分の1というような割合になっておりまして、白川町さんの東條さんが県補助額が183万3,000円と、それから自己資金が227万3,926円と、東白川村の長谷川さんにつきましては県補助が71万2,000円、それから自己資金が88万4,470円と、白川町の谷山さんにつきましては県補助が94万8,000円、それから自己資金が156万9,812円というようなことになっております。

それから、それぞれ町村の補填額も白川町さんの東條さんにつきましては183万3,000円、東白川の長谷川さんは71万2,000円、それから白川町の谷山さんについては158万というような割合になっております。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、専第4号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第12号）から専第9号 平成29年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの6件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、専第4号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第12号）から専第9号 平成29年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの6件については、原案のとおり承認されました。

◎議案第28号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第8、議案第28号 東白川村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 今井明徳君。

○村民課長（今井明徳君）

では、議案第28号をお願いいたします。

東白川村税条例の一部を改正する条例について。東白川村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成30年4月27日提出、東白川村長。

次のページをごらんいただきたいと思います。

東白川村税条例の一部を改正する条例（東白川村税条例の一部改正）。

第1条 東白川村税条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、地方税法、所得税法、利率などの表示の年利建て移行に関する法律などの改正に伴う改正と、村の条例をインターネット公開するために必要となる文言の改正、各種法律及び村税条例間の整合を図るためのものがございます。

改正文の朗読は一部省略させていただきます。改正内容を中心に説明させていただきます。

それでは、別冊の新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。

表の右側が改正前、現行でございます。左側が改正後（案）。改正箇所には下線が引いてありますので、ごらんいただきたいと思います。

それでは、目次中、「第84条」を「第133条」に改める。今の村税条例では、現在、第85条から第133条までが削除されておりますけれども、削除されている条も含める必要がありますので、条例の公開に向けた改正でございます。

次の（課税漏れ等に係る村税の取り扱い）第7条は、地方税法との整合を図るための改正でございます。

（徴収猶予の申請手続等）第8条の2から2ページ中段から3ページ中段にかけての（申請に

よる換価の猶予の申請手続等) 第8条の5までにつきましては、条例内に号が1つしかない場合は号の列記をなくして項の中にその内容を盛り込むのが一般的な条例の形式ということで、条例の公開に向けての改正でございます。

3ページ中段でございます。

(年当たりの割合の基礎となる日数) 第13条は、利率などの表示の年利建て移行に関する法律の改正に伴う規定の整備でございます。

4ページでございます。

(村民税の納税義務者等) 第16条につきましては、地方税法改正によるもので、人格のない社団等について、電子申告事務化に係る規定を適用しないとするものでございます。

5ページの(個人の村民税の非課税の範囲) 第17条につきましては、税法及び政令の改正に伴う改正で、障害者、未成年者、寡婦などの方に対する非課税措置の所得要件の引き上げと控除対象配偶者の定義の変更でございます。

6ページに移りまして、(村民税の納税管理人) 第18条第1項中、東白川を削る。条例公開に向けまして条例内の文言を統一するものでございます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

7ページの(均等割の税率) 第24条から少し行きまして、11ページの(村民税の申告) 第28条の2までにつきましては、地方税法の改正に合わせるため、所得割の税率に所要の規定を整備すること。所得控除の基礎控除額及び調整控除額に所要要件を創設する改正、年金所得者に係る配偶者特別控除の申請要件の見直しなどに伴う改正でございます。また、東白川村条例の横書きに関する特別措置条例に基づきまして、第26条の7第1項の各号の金額につきまして、3桁ごとにコンマで区切るアラビア数字に改めるものでございます。

15ページをごらんいただきたいと思います。

15ページに移りまして、(個人の村民税の徴収の方法) 第29条の2から22ページの(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰り入れ) 第32条の5までにつきましては、地方税法及び条例間の整合を図るための改正でございます。

22ページ下段に移りまして、(特別徴収義務者) 第32条の5の3から23ページの(年金所得に係る仮特別徴収税額等) 第32条の5の5につきましては、地方税法改正に伴う規定を整備するものでございます。

続きまして、25ページをごらんいただきたいと思います。

25ページからの(法人の村民税の申告納付) 第32条の6は、これは32ページまでかかりますが、租税特別措置法の中の規定の適用を受ける場合における控除すべき額を法人税割から控除するための規定を第2項、第3項で整備し、内国法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務についての規定を第10項から第12項で整備し、これに加えて法改正に伴う所要の規定を整備するものでございます。

31ページ下段の(法人の村民税に係る不足税額の納付の手続) 第32条の7から34ページの(村民

税の減免)第33条までにつきましては、条例間の整合を図るための文言の改正でございます。

続きまして、34ページをごらんいただきたいと思います。

34ページ下段の(法人の村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)第34条につきましては、39ページまでかかりますが、納期限延長の場合の延滞金について、申告した後に減額更正がされ、さらにその後に増額更正などがあった場合には、増額更正等により納付すべき税額のうち延長後の申請期限前に納付された部分について、そのされた期間を控除して計算するように法改正されたことによる改正でございます。

39ページをごらんいただきたいと思います。

39ページ中段の(分離課税に係る所得割の普通徴収)第35条の11から、少し飛びますが、62ページの(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)第73条までについては、地方税法及び条例間の整合を図るもので、第35条の11につきましては、分離課税に係る所得割の普通徴収、第36条から第52条までについては固定資産税について、第64条から第73条までにつきましては軽自動車税についてそれぞれ改正するものでございます。

続きまして、63ページ下段の(製造たばこの区分)第74条から72ページから73ページにかけての(たばこ税の申告納付の手続)第80条までにつきましては、加熱式たばこの普及に伴う法改正が行われたことによる改正でございます。

第74条を新しく創設し、製造たばこの区分を行います。

75条の2を整備しまして、加熱式たばこを製造たばことしてみなす場合の規定を新設、第76条では加熱式たばこに係る紙巻きたばこへの換算方法について、重量と価格を紙巻きたばこ換算にする方式とする規定の整備、77条では税率の改定、第78条と第80条では所要の規定を整備するものでございます。いずれも地方税法改正に伴う改正でございます。

73ページ下段をごらんいただきたいと思います。

(特別土地保有税の納税義務者等)第134条から79ページの(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪)第153条につきましては、地方税法と村税条例内の整合を図り、条例の公開に向けて文言を整理する改正でございます。

79ページ下段に移りまして、ここから附則の改正に入ります。

(延滞金の割合等の特例)附則第4条の2につきましては、今回改正します第72条の6と第34条の改正に伴う所要の規定の整備でございます。

81ページ、(納期限の延長に係る延滞金の特例)附則第4条の3につきましては、第34条の改正に伴う規定の整備でございます。

83ページ、(個人の村民税の所得割の非課税の範囲等)附則第4条の5につきましては、所得割非課税限度額の引き上げに伴います法改正による改正でございます。

83ページ下段でございます。

(個人の村民税の住宅借入金等特別税額控除)附則第5条の6から84ページにかけての(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例)附則第7

条の4につきましては、地方税法及び条例内の整合を図るための改正でございます。

続きまして、85ページの法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、附則第7条の6の2につきましては、地方税法改正に伴う項のずれと項の追加等でございます。この中で特に88ページに追加します第26項の法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合はゼロということですが、これにつきましては生産性向上特別措置法に関する規定でございまして、村の商工会からも御要望いただいているものでございます。村内の企業が商工会と連携して労働生産性、年平均3%以上向上というような設備投資計画を策定し、それが村の計画に合致し国の同意を得て計画認定を受けた業者などの償却資産に係る固定資産税の特例措置を3年間講ずるための規定整備でございます。

また、この地方税法の改正に伴い、附則第7条の7を削除いたします。

89ページ、（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）附則第7条の8は、97ページまでありますが、地方税法及び政令の改正に伴い所要の追加及び対応する項のずれを改正するとともに、条例内の整合を図るための改正でございます。

少し飛んで、97ページをお願いいたします。

（土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）附則第8条から105ページの（特別土地保有税の課税の特例）附則第12条までにつきましては、土地、宅地、農地の固定資産税及び特別土地保有税につきまして、法改正に伴いまして特例期間が改正されましたので、それを条例との整合を図るためのものでございます。

106ページの（軽自動車税の税率の特例）附則第13条から109ページから111ページにかけての（軽自動車税の賦課徴収の特例）第13条の2につきましては、地方税法との整合を図るための改正でございます。

111ページの（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る村民税の課税の特例）附則第13条の4から114ページの（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例）附則第16条の3につきましては、地方税法及び村税条例の整合を図るための改正でございます。

116ページをごらんいただきたいと思います。

第2条、東白川村税条例の一部を次のように改正する。

（たばこ税の課税基準）第76条と117ページにかけての（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）附則第7条の6の2について、施行日を平成31年10月1日からにするものでございます。

118ページをごらんください。

第3条、東白川村税条例の一部を次のように改正する。

（たばこ税の課税標準）第76条と119ページの（たばこ税の税率）第77条につきまして、施行日を平成32年10月1日からにするためのものでございます。

120ページをごらんいただきたいと思います。

第4条、東白川村税条例の一部を次のように改正する。

(たばこ税の課税標準) 第76条と122ページの(たばこ税の税率) 第77条について、施行日を平成33年10月1日からにするためのものがございます。

123ページをごらんいただきたいと思います。

第5条、東白川村税条例の一部を次のように改正する。

(製造たばことみなす場合) 第75条の2と124ページから127ページにかけての(たばこ税の課税標準) 第76条につきまして、施行日を平成34年10月1日からにするためのものがございます。

東白川村税条例の一部を改正する条例の一部改正。

128ページをごらんください。

第6条、東白川村税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

(村たばこ税に関する経過措置) 附則第5条につきましては、132ページまでありますが、平成27年度改正において講じた旧3級品の紙巻きたばこに係る税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年9月30日まで適用するための改正でございます。

では、本文のほうにお戻りいただきたいと思います。

先ほどのところから9ページほどめくっていただきますと、左側のページのほうに附則というのが出てきます。中段から少し下になります。中段下に附則(施行期日)というのが出てきます。

では、説明させていただきます。

附則(施行期日) 第1条、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各項に定める日から施行する。

第1号、第1条中村税条例第74条を第74条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第75条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第76条から第78条まで及び第80条の改正規定並びに第6条並びに附則第5条から第7条までの規定、平成30年10月1日。

第2号、第1条中村税条例第17条第2項の改正規定、次のページに移りますが、及び同条例第28条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の4第3項の改正規定並びに次条第1項の規定、平成31年1月1日。

第3号、第2条及び附則第4条の規定、平成31年10月1日。

第4号、第2条中村税条例第76条第3項の改正規定、平成31年10月1日。

第5号、第1条中村税条例第16条第1項及び第3項並びに第32条の6第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第4項の規定、平成32年4月1日。

第6号、第3条並びに附則第8条及び第9条の規定、平成32年10月1日。

第7号、第1条中村税条例第17条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定並びに同条例第26条の3及び第26条の7の改正規定並びに同条例附則第4条の5の改正規定並びに次条第2項の規定、平成33年1月1日。

第8号、第4条並びに附則第10条及び第11条の規定、平成33年10月1日。

第9号、第5条の規定、平成34年10月1日。

第10条、第1条中村税条例附則第7条の6の2第18項を同条第25項とし、同項の次に1項を加え

る改正規定、生産性向上特別措置法の施行の日。

(村税条例に関する経過措置) 第2条、前条第2号に掲げる規定による改正後の村税条例の規定中個人の村民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成30年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

第2項、前条第7号に掲げる規定による改正後の村税条例の規定中個人の村民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成32年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

次のページへ行っていただきまして、第3項、第1条の規定による改正後の村税条例第34条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項または第4項の申告書の提出期限が到来する法人の村民税に係る延滞金について適用する。

第4項、新条例第16条第1項及び第3項並びに第32条の6第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置) 第3条、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第2項、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設または設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第3項、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4項、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第5項、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された、次のページですが、旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第6項、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等が取得をした同項に規定する機械装置等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(村たばこ税に関する経過措置) 第5条、別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった村たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る村たばこ税) 第6条、平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売り渡しまたは同条第2項に規定する売り渡しもしくは消費等が行われた製造たばこを同日に販売するために所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

第2項、前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所または小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令、別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに村長に提出しなければならない。

第3項、前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則第34条の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

第4項、第1項の規定により村たばこ税を課する場合は、前3項に規定するもののほか、30年新条例第12条、第80条第4項及び第5項、第82条の2並びに第83条の規定を適用する。この場合において、下の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。内容についてはごらんとおりでございます。

次のページをお願いします。

第5項、30年新条例第81条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、村の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により村たばこ税を課された、または課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5または第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16条の5様式による書類中、「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除または還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により村たばこ税が課された、または課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

この以後の第7条から第11条までについては、手持品課税、村たばこ税等につきまして、平成32年、平成33年までの経過措置となっておりますので、ほぼ内容が同じでございますので、若干説明が重複しますので村税条例のほうの説明を省略させていただきたいと思います。

村税条例の一部改正については、以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これから、議案第28号 東白川村税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第28号 東白川村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第29号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第9、議案第29号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

では、議案第29号をお願いいたします。

東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成30年4月27日提出、東白川村長。

次のページをごらんいただきたいと思います。

東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

東白川村国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

別冊での新旧対照表につきましては、133ページをごらんいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、国民健康保険法及び施行令の改正に伴う改正でございます。

表の右側が改正前、現行でございます。左側が改正後（案）。改正部分については下線が引いてありますのでごらんいただきたいと思います。

改正文の朗読は省略させていただきます。改正内容について説明させていただきます。

（課税額）第2条、第2条につきましては、国民健康保険制度の改革に伴いまして、村が集めた保険税を県に納付することになっております。それに当たりまして、その区分を明確にするとも

に、基礎課税額について引き上げるものでございます。

また、これに関して、136ページの（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）第5条の2の改正も行われております。

137ページに移りまして、（国民健康保険税の減額）第23条につきましては、減額措置に係る軽減判定所得の判定金額の引き上げで、判定方法の改正を行うものでございます。

139ページに移りまして、（特例対象被保険者等に係る申告）第24条の2につきましては、マイナンバー制度によりまして情報連携により把握できるようになれば、雇用保険受給資格証明書の提示が不要になる改正が行われたことによります改正でございます。

本文にお戻りいただきたいと思っております。

次のページに附則がありますので、附則（施行期日）第1項、この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

（適用区分）第2項、この条例による改正後の東白川村国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これから、議案第29号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第29号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第30号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第10、議案第30号 東白川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育課長 安江任弘君。

○教育課長（安江任弘君）

議案第30号 東白川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

東白川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成30年4月27日提出、東白川村長。

別冊にあります新旧対照表の141ページをお開きください。

まずこの条例が制定されたのは、平成26年9月に児童福祉法に基づき放課後児童クラブがあるなしにかかわらず、各市町村に条例が整備されました。

今回、国の法令改正に伴い、それに準じてその一部を改正するものです。

その改正の内容は、放課後児童支援員の要件緩和に関する改正2点です。

まず1点目の改正は、第10条第3項第4号に記載されています教員の要員になりますが、改正前の要員では限られた教員資格の方しか支援員に該当しなかったものを、今回の改正で教育職員免許法に規定する全ての方が資格要件に該当することになりました。例えば特別支援学校の教員免許証のみの方、または養護教員免許を有する方など、今回該当することになりました。

2点目の改正は、改正前は高等学校卒業以上で、なおかつ2年以上補助員に従事した者が該当になっていましたが、今回、中学校卒業以上で5年以上従事した経験があれば支援員になる要件が認められました。

このように今回の改正で資格要件を拡大することで、少しでも多くの方に放課後児童支援員の資格を与えることにより、より充実した放課後児童クラブの運営を推進するものでございます。

ただし、東白川村は正式な放課後児童クラブをまだ設置しておりませんが、放課後子ども教室や、またママの会が行っている休日及び長期休暇中における学童保育で対応をしております。

それでは、議案書のほうにちょっと戻っていただきまして、次のページになりますが、附則の部分になります。

（施行期日）この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。以上になります。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 今井美和さん。

○4番（今井美和君）

今現在、放課後子ども教室、低学年と高学年と一緒に帰るようにやっているものに関しては、この支援員というのに規定にはまっている方は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（樋口春市君）

教育課長 安江任弘君。

○教育課長（安江任弘君）

放課後子ども教室とこの健全育成事業とは別の事業でございますので、放課後子ども教室についてはここまでの規定はございませんので、コーディネーター1人とあとは支援員という形で、いわゆる臨時のボランティアの方をお願いして見ておっていただくという形になります。

〔挙手する者あり〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

それなら、今後別の部分として平日の学童などにその支援員の方々を使っていくという形で育成するというところでよろしいですか。

○議長（樋口春市君）

教育課長 安江任弘君。

○教育課長（安江任弘君）

東白川村は、先ほど言いましたように、正式な放課後児童クラブが今設置されておられませんので、今後設置をするという話になった場合は、こういった支援員の規定がかかってきますので、研修を受けていただいて、そういった支援員をふやしていくことでこの児童クラブを今後東白川でも設置したいなというふうに思っていますので、また御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第30号 東白川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第30号 東白川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第31号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第11、議案第31号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

では、議案第31号をお願いします。

東白川村介護保険条例の一部を改正する条例について。東白川村介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成30年4月27日提出、東白川村長。

次のページをごらんいただきたいと思います。

東白川村介護保険条例の一部を改正する条例。

東白川村介護保険条例の一部を次のように改正する。

別冊の新旧対照表では143ページになります。こちら、御参考で見ただけであればと思います。

先ほどと同様に、表の右側が改正前、左が改正後（案）、改正部分には下線が引いてあります。

（保険料率）第4条第3項中「190万円」を「200万円」に、第4項中「290万円」を「300万円」に改める。

今回の改正につきましては、介護保険法の改正に伴いまして、基準所得金額を引き上げる改正でございます。

本文のほうで附則（施行期日）第1項、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

（経過措置）第2項、改正後の東白川村介護保険条例の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これから、議案第31号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第31号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は1時からですので、よろしくお願いをします。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第32号及び議案第33号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第12、議案第32号 平成30年度東白川村一般会計補正予算（第1号）から日程第13、議案第33号 平成30年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）までの2件は補正関連により一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

それでは、議案第32号をお願いいたします。

議案第32号 平成30年度東白川村一般会計補正予算（第1号）。平成30年度東白川村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,203万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億3,403万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成30年4月27日提出、東白川村長。

1枚おめくりをいただきまして、第1表の歳入歳出予算補正の説明を省略をさせていただきます、4ページの第2表 地方債補正からお願いをいたします。

第2表 地方債補正。

変更でございます。いずれも限度額の変更でございます。起債の目的、それから内容につきまして変更前、変更後を対比して説明をしております。内容につきましては、限度額、起債の方法、利率、償還の方法で、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありませんので省略をさせていただきます、限度額の説明をさせていただきます。

過疎対策事業、限度額4億6,550万円を変更後が4億8,630万円に引き上げるものでございます。2,080万円を追加するものでございますが、詳細につきましては、歳入のところで説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

6ページに行ってくださいまして、平成30年度東白川村一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書、

1の総括の説明は省略させていただきます、8ページの2.歳入をお願いいたします。

2.歳入。

9款1項1目地方交付税、補正額1,056万6,000円、普通交付税でございます。収支のバランスをとるものでございます。

12款1項6目農林水産業費使用料、補正額67万2,000円でございます。説明のほうで、ウッドハイム神付住宅使用料60万円と、同じく神付住宅の共益費でございます。この件につきましては、当初(株)東白川の収入を予定しておりましたが、補助金等の制度の関係で直営で村のほうで収入して直営管理で行うように変更して行うものでございます。

20款1項2目で総務債、補正額が2,080万円で、過疎対策事業債でございます。説明のほうで、CATV情報通信基盤施設のFTTH整備事業のほうに充当しますが、本年度につきましては実施設計に係る費用について過疎債を活用するものでございます。

続きまして、3の歳出でございます。

2款1項10目で地域情報化事業費、補正額のほうが2,182万4,000円でございます。説明で、CATV情報通信基盤施設FTTH整備事業でございます。内容につきましては、まず手数料でございますが、共架申請調査費で98万円でございますが、中電柱の共架に係ります荷重計算等の調査を中電のほうにお願いするものでございます。委託料のほうで、情報通信基盤施設FTTH整備工事の実設計の委託料でございます。2,084万4,000円でございます。

続きまして、12目地方創生事業費、補正額のほうが38万8,000円でございます。説明で、地方創生、林業・製材業・建築業担い手育成事業でございます。内容は、光熱水費のほうで水道の使用料が7万8,000円と電気使用料が9万6,000円でございますが、空室に係る費用のものでございます。それから手数料のほうで、浄化槽法定検査手数料が9,000円、それから委託料で浄化槽の保守点検委託料が8万5,000円、それから住宅管理業務委託料ということで12万円、これは月額1万円の12カ月分ということで、一部業務について(株)東白川のほうにお願いをするものでございます。あと3つについては、共益費に係る費用の分でございます。これはいずれも当初(株)東白川が全てを管理運営する予定にしておりましたが、一部補助金の補助申請との整合性を図るために、村のほうで直営で行うように変更をするものでございます。

4款1項1目で保健衛生総務費でございます。補正額のほうが982万6,000円でございます。説明で、保健衛生総務費一般、繰出金でございます。次のページへ行っていただきますと、診療所特別会計の施設整備の繰出金ということで、診療所のほうの施設整備の財源として繰り出すものでございますが、名商大のセミナーハウスの跡地の埋設物の撤去工事に係る財源の繰り出しでございますが、詳細につきましては診療所会計のほうで説明をさせていただきますので、お願いいたします。

一般会計は以上でございます。

○議長(樋口春市君)

国保診療所事務局長 河田孝君。

○診療所事務局長(河田 孝君)

議案第33号 平成30年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）。平成30年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ982万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,412万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年4月27日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正の朗読と、5ページ、6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の朗読を省略させていただきまして、7ページの歳入から説明させていただきます。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額982万6,000円の増額。これにつきましては、歳出で出てまいりますけれども、旧名商大セミナーハウス埋設物撤去工事に伴います一般会計からの繰入金でございます。

次に歳出ですが、6款1項1目施設整備費982万6,000円、これにつきましては、去る2月5日から3月20日までの履行期間で行いました新診療所の建設予定地の地質調査の際、ボーリング調査と並行して敷地の2カ所を掘削調査しましたところ、ボーリング調査は問題がなかったわけですが、掘削調査で埋設物があり、それを取り除かないと基礎工事ができないということから、今回この撤去工事費として982万6,000円を追加するものでございます。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これから、議案第32号 平成30年度東白川村一般会計補正予算（第1号）から議案第33号 平成30年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）までの2件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第32号 平成30年度東白川村一般会計補正予算（第1号）から議案第33号 平成30年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）までの2件は、原案のとおり可決されました。

◎同意第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第14、同意第6号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、今井美道君の退場を求めます。

〔5番 今井美道君 退場〕

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

同意第6号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについて。東白川村監査委員の任期満了につき次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成30年4月27日提出、東白川村長。

記、氏名、今井美道、生年月日、昭和44年2月25日、住所、加茂郡東白川村神土3574番地。

監査委員の任命について、議会でも協議をいただいた上での同意を求めるものでございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これから、同意第6号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第6号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

今井美道君の除斥を解除します。

〔5番 今井美道君 入場〕

今井美道君に東白川村監査委員の選任につき、議会が同意したことを告知します。

◎岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（樋口春市君）

日程第15、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、村長、村議の任期満了により行うものです。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に村長 今井俊郎君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました今井俊郎君を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました今井俊郎君が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選された村長 今井俊郎君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

◎閉会の宣告

○議長（樋口春市君）

これで本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成30年第1回東白川村議会臨時会を閉会します。

午後1時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

臨時議長

議長

署名議員

署名議員